

土地紛争についての裁判所と地籍委員会の管轄の決定に関する共同省令

第 1 条

全ての土地紛争は，以下の管轄に従って分けられる。

- －登記済み土地，すなわち，地籍行政機関によって発行された何らかの種類の権利証書がある土地についての紛争は，裁判所の管轄となる。
- －未登記土地，すなわち，地籍行政機関によって発行された何らかの種類の権利証書がない土地についての紛争は，地籍委員会の管轄となる。

第 2 条

署名の日以降，全ての州・都の裁判所は，未登記土地の紛争に関する申立ての受理を中止し，それらの申立ては，地籍委員会の管轄となる。

第 3 条

地籍委員会の管轄となる未登記土地の紛争に関する全ての申立てで，この省令が発令される以前に全審級の裁判所で受理したものは，最終的な手続まで，それらの裁判所によって処理される。

第 4 条

未登記土地についての，例えば，相続，売買契約，賃貸借契約，抵当権などの全ての契約に関する紛争は，裁判所の管轄となる。

第 5 条

この省令に反するいかなる規定も，無効とみなす。

第 6 条

全審級の裁判所，調査部門，司法省の全部門，行政一般部門，地籍及び地理総局，州・都の国土管理・都市計画・建設部門，国土管理・都市計画・建設省，全階級の地籍委員会は，この省令の署名の日から，この省令を効果的に適用しなければならない。